別紙Ｄ１２「特例申告期限内訂正関連処理について」

１．概要

特例申告受理以降、特例申告期限日または特定日[*1]以前において、特例申告内容の訂正（特例申告期限内訂正）を行うことができる。

（＊１）特定日とは、特例申告即納の場合における、一括納付にまとめる条件となる日付を指す（輸入（引取）許可日の翌月２０日。ただし、システムに納税方式が特例申告即納に係る一括納付書等の出力日を８日にする旨の登録がある場合は、輸入（引取）許可日の翌月７日）。

特例申告期限内訂正は、「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務及び「輸入申告変更（ＩＤＥ）」業務を用いて行う。特例申告期限内訂正における「増額または減額」（税額の増減）によって、輸入申告ＤＢ及び資金ＤＢの管理方法が異なることから、それぞれの管理方法を次に示す。

●増額の場合

輸入申告ＤＢ及び資金ＤＢともに、特例申告受理時の申告番号（旧枝番）と特例申告期限内訂正受理時の申告番号（新枝番）がどちらも有効となる。

●減額または同額の場合

輸入申告ＤＢは、特例申告受理時の申告番号（旧枝番）と特例申告期限内訂正受理時の申告番号（新枝番）がどちらも有効となる。

資金ＤＢは、特例申告受理時の申告番号（旧枝番）のみ有効となる（特例申告期限内訂正受理時の申告番号（新枝番）は作成されない）。

以下に、特例申告期限内訂正特有の仕様を示す。

２．輸入申告ＤＢにおける特例申告受理情報及び特例申告期限内訂正受理処理について

（１）特例申告期限内訂正に係る「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務について

特例申告受理時の申告番号を入力した場合、輸入申告ＤＢに枝番が上がった申告番号（特例申告期限内訂正事項登録に係る申告番号（新枝番））を新たに作成する。この時、輸入申告ＤＢに既に作成されている特例申告受理時の申告番号（旧枝番）については、無効扱いとしないため、削除対象としない。

（２）特例申告期限内訂正受理処理（「輸入申告変更（ＩＤＥ）」業務、「輸入申告審査終了（ＣＥＡ）」業務）について

特例申告期限内訂正が受理となった場合においても、特例申告受理時の申告番号（旧枝番）を無効扱いとしないため、削除可能記号、削除可能年月日を更新しない。

なお、特例申告期限内訂正受理となる業務は、「輸入申告変更（ＩＤＥ）」業務であるが、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）の審査終了を必要とする場合は「輸入申告審査終了（ＣＥＡ）」業務となる。

（３）「輸入申告等照会（ＩＩＤ）」業務について

特例申告受理時の申告番号（旧枝番）と特例申告期限内訂正受理時の申告番号（新枝番）については、輸入申告ＤＢ上、どちらも有効であるため、どちらの申告番号に対してもＩＩＤ業務にて照会することが可能である。

なお、特例申告期限日から日祝除く６日後まで照会可能である。

（４）「許可・承認等情報登録（輸入通関）（ＰＡＩ）」業務について

特例申告受理時の申告番号（旧枝番）と特例申告期限内訂正受理時の申告番号（新枝番）については、輸入申告ＤＢ上、どちらも有効であるため、どちらの申告番号に対しても特例申告期限日まで特例申告手作業移行が可能である。

３．資金ＤＢにおける徴収決定済情報の管理について

特例申告期限内訂正がされた場合において、特例申告の徴収決定済情報は無効としない。

特例申告の徴収決定済額と、特例申告期限内訂正で算出した納税額を受入科目ごとに比較し、差額の種類（増額、減額または同額）によって、資金ＤＢに特例申告期限内訂正の情報を下表１のとおり登録する。

資金ＤＢから徴収決定済情報、収納済情報等を収集する管理資料（法定帳簿を含む）についても、この内容で計上する。

表１．特例申告期限内訂正がされた場合の資金ＤＢの登録パターン

差額種類	申告番号枝番	調定日	徴収決定済件数	徴収決定済額	訂正時登録
増額	特例申告受理時の枝番	特例申告受理日	１	特例申告の徴定額	
	期限内訂正受理時の枝番	特例申告期限内訂正受理日	１	特例申告期限内訂正の納税額から特例申告の徴定額を引いた金額（プラス差額）	●
減額	特例申告受理時の枝番	特例申告受理日	１	特例申告の徴定額	
		特例申告期限内訂正受理日	０＊２	特例申告の徴定額から特例申告期限内訂正の納税額を引いた金額（マイナス差額）（減額調定額として登録）	●＊３
	期限内訂正受理時の枝番	なし	なし	なし	
同額	特例申告受理時の枝番	特例申告受理日	１	特例申告の徴定額	
	期限内訂正受理時の枝番	なし	なし	なし	

【凡例】●：特例申告期限内訂正受理時に登録する情報

（＊２）全額減額の場合は、マイナス１とする。

（＊３）減額における資金ＤＢ（特例申告受理時の枝番）の更新は、「期限内訂正減額調定登録（自動起動）（１ＧＦ）」業務にて行う。１ＧＦ業務は期限内訂正受理業務によって自動起動される。

また、資金情報は輸入申告番号の枝番ごとに管理するため、枝番ごとに本税収納完了となったタイミングで、延滞税額の計算を行う。計算における端数処理等も枝番ごとに行う。（計算の詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｆ０１「収納関連処理」の「延滞税額算出処理」を参照。）

４．担保関連

（１）納期限延長用担保の引落とし及び回復

特例申告期限内訂正（事項登録及び訂正）がされた場合において、特例申告の徴収決定済情報は無効としないため、特例申告受理時に引落とされた納期限延長用担保の担保額の回復は行わない。特例申告期限内訂正受理時に、差額の種類（増額、減額または同額）によって、担保額の引落としまたは回復を行う。

なお、特例申告及び特例申告期限内訂正に係る輸入者が特例申告納期限延長用の担保登録が不要な特例輸入者として登録されている場合は、納期限延長用担保の引落とし・回復は行わない。

表２．特例申告期限内訂正がされた場合の納期限延長用担保の引落とし・回復パターン

差額種類	手続き状況	引落とし額	回復額
増額	特例申告受理	特例申告の徴定額	ー
	特例申告期限内訂正受理	特例申告期限内訂正の納税額から特例申告の徴定額を引いた金額（プラス差額）	ー
減額	特例申告受理	特例申告の徴定額	ー
	特例申告期限内訂正受理	ー	特例申告の徴定額から特例申告期限内訂正の納税額を引いた金額（マイナス差額）
同額	特例申告受理	特例申告の徴定額	ー
	特例申告期限内訂正受理	ー	ー

また、特例申告受理と特例申告期限内訂正受理の間で、特例輸入者表示が変わった場合の納期限延長用担保の引落とし・回復仕様は以下となる。

表３．特例輸入者表示が変わった場合の納期限延長用担保の引落とし・回復パターン

特例申告受理時	特例申告期限内訂正受理時	増減額	特例申告期限内訂正での担保引落とし・回復	特例申告期限内訂正後に引落とされている担保額
担保要	担保不要	増額	何もしない	受理の徴定額
		減額	減額金額(差額)を回復	受理の徴定額ー減額金額
		同額	何もしない	受理の徴定額
担保不要	担保要	増額	増額金額(差額)を引落とし	訂正での増額(差額)金額
		減額	なし	なし
		同額	なし	なし

（2）減免税用担保の引落とし及び回復

特例申告期限内訂正事項登録がされた場合において、特例申告受理時の申告番号（旧枝番）については無効扱いとしないため、特例申告受理時に引落とされた減免税用担保の担保額の回復は行わない。特例申告期限内訂正受理時に、特例申告受理時の申告番号（旧枝番）の担保額を回復し、特例申告期限内訂正受理時の申告番号（新枝番）の担保額を引落とす。

表４．特例申告期限内訂正がされた場合の減免税用担保の引落とし・回復パターン

手続き状況	引落とし額	回復額
特例申告受理	特例申告内容に基づいて算出した減免税用担保額	ー
特例申告期限内訂正受理	特例申告期限内訂正内容に基づいて算出した減免税用担保額	特例申告内容に基づいて算出した減免税用担保額

５．納付関連

期限内訂正における差額の種類により、徴収決定済となる申告番号の枝番が異なる。特例申告即納（一括納付対象外）、特例申告即納（一括納付対象）及び特例申告納期限延長（一括納付対象）のそれぞれの場合における納付の対象、納付書出力仕様等について以下に示す。

（１）特例申告即納（一括納付対象外）の場合

表５の「納付対象となる申告番号枝番」について、納付を行う必要がある。一括納付対象外の場合は、特例受理時及び期限内訂正受理時に納付書等が出力される場合がある。パターンごとの出力タイミングは表５のとおりである。

また、一括納付対象外で納付方法が口座振替の場合は、口座引落とし指示待ちのとき（「口座引落予定額等通知情報」が配信されたとき）、または口座引落としがエラーとなり引落とし未済のときに期限内訂正が可能である。この場合における納付は「リアルタイム口座引落とし依頼（ＲＯＷ）」業務にて納付対象となる申告番号枝番ごとに依頼する必要がある。

表５．特例申告期限内訂正がされた場合（一括納付対象外）の納付パターン

差額種類	納付対象となる申告番号枝番	納付書等の出力タイミング	納付に使用する帳票		
			直納	ＭＰＮ	口座振替
			納付書情報（直納）	納付番号通知情報	口座引落予定額等通知情報＊4
増額	特例申告受理時の枝番	特例申告受理	◎	◎	◎
	期限内訂正受理時の枝番	期限内訂正受理	◎	◎	◎
減額	特例申告受理時の枝番	特例申告受理	○	○	口座振替の減額不可＊5
		期限内訂正受理	× 手書き納付書にて納付＊6	◎	
同額	特例申告受理時の枝番	特例申告受理	◎	◎	◎
		期限内訂正受理	×	×	×

【凡例】◎：システムで納付書等を出力する（納付に使用する）
○：システムで納付書等を出力する（納付に使用しないため要破棄）
×：システムで納付書等を出力しない

（＊４）納付方法識別に口座引落とし指示待ちとする旨のコードを入力した場合のみ、本帳票を出力する。

（＊５）口座振替（特例申告口座一括引落とし対象を除く）の場合、減額にかかる期限内訂正はできない。

（＊６）期限内訂正受理業務（ＩＤＥ業務、ＣＥＡ業務）にて、手書き納付書が必要となる旨の注意喚起メッセージを出力する。

（2）特例申告即納（一括納付対象）及び特例申告納期限延長（一括納付対象）の場合

表６の「納付対象となる申告番号枝番」について、納付を行う必要がある。パターンごとの納付書出力タイミング及び出力内容は表６のとおりである。

表６．特例申告期限内訂正がされた場合（一括納付対象）の納付パターン

差額種類	納付対象となる申告番号枝番	納付書等*7の出力タイミング	納付に使用する帳票*8		
			直納	ＭＰＮ	口座振替
			一括納付書情報	納付番号通知情報（一括）	なし
増額	特例申告受理時の枝番	一括納付書等出力日*10	○	○	－
	期限内訂正受理時の枝番				
減額	特例申告受理時の枝番*9		○	○	口座振替の減額不可*5
同額	特例申告受理時の枝番*9		○	○	－

【凡例】○：システムで納付書等を出力する（納付に使用する）

―：特例申告即納の場合は特例申告期限日、特例申告納期限延長の場合は延長後の納期限日に自動で口座引落としされる

（＊７）直納の場合は、「一括納付書情報（Ｉ０１）」、「一括納付用明細書情報（Ｉ０３）」、「一括納付用明細データ（Ｉ０４）」及び「一括納付用明細総括データ（Ｉ０５）」が出力される。

ＭＰＮの場合は、「納付番号通知情報（一括）（Ｉ０２）」、「一括納付用明細書情報（Ｉ０３）」、「一括納付用明細データ（Ｉ０４）」及び「一括納付用明細総括データ（Ｉ０５）」が出力される。

口座振替の場合は、「一括納付用明細書情報（Ｉ０３）」、「一括納付用明細データ（Ｉ０４）」及び「一括納付用明細総括データ（Ｉ０５）」が出力される。

（＊８）一括納付書に含まれる申告番号の一覧は、管理資料「一括納付用明細書情報（Ｉ０３）」、「一括納付用明細データ（Ｉ０４）」にて確認できる。

（＊９）期限内訂正の枝番は納付対象とならないため、一括納付書に出力されない。

（＊１０）一括納付書等の出力日は、以下の通り。

①特例申告即納の場合、輸入（引取）許可日の翌月２１日。ただし、システムに納税方式が特例申告即納に係る一括納付書等の出力日を８日にする旨の登録がある場合は、輸入（引取）許可日の翌月８日

②特例申告納期限延長の場合、輸入（引取）許可日の翌々月８日

出力情報名(出力情報コード)			処理結果通知（＊Ｓ１ＧＦ／＊Ａ１ＧＦ）																		
項番	欄	項目名	属性	桁	繰1	繰2	条件												コード	出力条件／形式
1		出力共通項目	an	398			M													メールサブジェクトには以下の項目を出力 ・輸入申告番号　１１桁 ・受入科目　　１桁
2		処理結果コード	an	75			M												処理結果コード	システムで判定された処理結果コードを出力
3		輸入申告番号	an	11			M													特例申告期限内訂正によって減額された特例申告の申告番号を出力
4		受入科目コード	an	1			M													特例申告期限内訂正によって減額された特例申告の受入科目をコードで出力